

# 年末年始の各種お知らせ

## ごみ収集

12月29日(土)から1月3日(火)までのごみ収集はお休みです。お間違えのないようお願いいたします。

●**年末** 12月28日(金)まで  
通常どおり

●**年始** 1月4日(水)から  
通常どおり

※土、日曜の収集は行いません。

☎市民課 ☎ 22-3135

## ごみの直接持ち込み

12月31日(木)から1月3日(火)までは、未来館はお休みです。年末は、ごみの直接持ち込みが多くなり、施設内が混雑しますので、事故やトラブルなどには、十分ご注意ください。また、持ち込みの際にも、ごみの分別、指定ごみ袋の使用をお願いします。

### ●年末稼働

- ▷ 12月28日(金) 通常どおり
- ▷ 12月29日(土) 8:30-16:30
- ▷ 12月30日(日) 8:30-11:30

### ●年始稼働

- ▷ 1月4日(水)から通常どおり

☎大阿蘇環境センター未来館  
☎ 24-5353

市役所・各支所・市の関係施設は、

**12月29日(土)～1月3日(火)まで休みとなります。**

ただし、一部の施設では休みが異なりますので、ご注意ください。

## し尿汲み取り・浄化槽汚泥運搬・清掃等

し尿汲み取りは、各事業者で年末年始の休みが異なりますので、直接お問い合わせください。

## 証明書自動交付機

本庁及び内牧支所に設置の証明書自動交付機は、年末年始の取り扱いを休止します。各種証明書が必要な人は、この期間以外にご利用ください。

### ●休止期間

12月29日(土)～1月3日(火)

### ●発行証明書の種類

- ▷ 住民票の写し
- ▷ 住民票記載事項証明書  
(マイナンバー、住民票コードは記載されません。)
- ▷ 印鑑登録証明書
- ▷ 所得証明書
- ▷ 課税台帳記載事項証明書

※マイナンバーカードでは交付できません。

☎市民課 ☎ 22-3135

☎税務課 ☎ 22-3148

## 公共施設の営業

### ●アゼリア 21

- ▶ 12月29日(土)～1月3日(火)  
午前10時～午後9時  
(受付は午後8時20分まで)  
温泉のみ営業  
(プール・トレーニングジムは休み)  
※1月4日(水)～通常営業

☎アゼリア 21 ☎ 22-5311

### ●ファミリーパークあそ☆ビバ

- ▶ 休園 12月29日(土)～31日(月)
- ▶ 開園 1月1日(火)～3日(木)  
午前10時～午後3時  
(荒天により休園の場合あり)

☎あそ☆ビバ ☎ 32-5011

※その他の公共施設については、直接お問い合わせください。

## 阿蘇中部斎場

1月1日(火)の火葬及び霊柩業務は休みです。受付は通常どおり行います。

☎阿蘇中部斎場 ☎ 22-0092

## 死亡届出の際に 確認していただきたいこと

死亡届出の際、ご家族は次のことを決めて窓口にお越しください。代理人が来庁される場合にはお忘れなく伝えてください。

- ① 喪主の人の氏名、住所、電話番号
- ② 希望する火葬日と時間
- ③ 火葬場からのお迎え(有料)を希望する・しない
- ④ 通夜の日時と場所
- ⑤ 葬儀の日時と場所
- ⑥ 新聞おくやみ欄の掲載を希望する・しない  
(希望する場合、通夜の日時などについて、問い合わせがあった際にお答えします)
- ⑦ 世帯主が亡くなった場合、新しい世帯主の氏名

※手続きには30分程度かかります。

※来庁の際には必ず死亡届書、死亡診断書(原本)、喪主の印鑑を持参してください。

※死亡診断書は、死亡届受付後のコピーはできません。必要な人は届出前に各自で行ってください。なお、特別な事由がある場合に限り、記載事項証明書(手数料350円)を交付します。

※後日で構いませんので、ご家族は所定の手続きをお忘れなく行ってください。主な手続きは、年金、後期高齢者医療、国民健康保険などがあります。

### 「問い合わせ」

市民課 戸籍係 ☎ 22-3135

## 国民健康保険の届け出を忘れずに

国ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

**国** 民健康保険は、74歳までの人で社会保険（健康保険、共済・船員保険も含む）の被保険者とその被扶養者を除く、すべての人が加入する制度です。

退職などの理由で社会保険に加入していない人は、国保に加入する必要がありますので、14日以内に窓口へ届け出てください。資格取得の届け出が遅れると、社会保険の資格喪失日までさかの

ぼって国民健康保険税が課税されますので、ご注意ください。

社会保険などに加入したため社会保険と国民健康保険の両方の被保険者証を持っている人は、国保の資格喪失届が必要です。届け出をしないと、国保税が課税されたままで、社会保険料と両方を納めている状態になりますので、忘れずに手続きしましょう。

### 国保加入手続きに必要なもの

- ▷ 資格喪失証明書
- ▷ 退職票
- ▷ 印鑑
- ▷ 世帯主・加入者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ▷ 本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ※ 60歳未満の人は併せて国民年金の加入手続きがあります。

### 国保脱退手続きに必要なもの

- ▷ 社会保険被保険者証
- ▷ 国民健康保険被保険者証
- ▷ 印鑑
- ▷ 世帯主・脱退者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ▷ 本人確認ができるもの（運転免許証など）

## 社会保険の被扶養者に認定される場合があります

同じ世帯に健康保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。扶養認定ができるか **お勤め先で相談・手続きをしてください。**

### 【社会保険被扶養者の要件】

主として被保険者の収入で生計を維持している次の要件に該当する人です。

#### ●被扶養者の範囲

- ①被保険者と同居していなくても被扶養者となれる人
  - ▷ 配偶者（内縁関係も含む）
  - ▷ 父、母、祖父母などの直系尊属
  - ▷ 子、孫および兄弟姉妹
- ②被保険者と同居していることが条件の人
  - ▷ 上記以外の三親等内の親族（義父母等）
  - ▷ 内縁の配偶者（死亡後含む）の父母、連れ子

#### ●被扶養者の年収の目安

- ▷ 年収130万円未満で、扶養する人の年収の半分未満であること
- ▷ 60歳以上または一定の障がい者の場合は、180万円未満であること
- ※ 給与や年金、失業保険などすべての収入が対象となります。



### 申告を忘れずに

国保に加入している人は、所得の申告が必要です。申告しないと、国保税の軽減措置が受けられなかったり、医療費の限度額認定申請時の判定が正しくできなくなったりします。申告していない人は、税務課 ☎ 22-3148 までご相談ください。

広報あそ11月号に掲載しておりました病院事業会計の歳出額と収支額に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

正	収益的支出額(税抜)	収益的支出額(税抜)	← 誤	収益的支出額(税抜)	収益的支出額(税抜)
	23億6,843万円	▲2億4,705万円		23億1,534万円	▲1億9,396万円

## ご自身の固定資産をしっかりと把握されていますか？

問 税務課 資産税係 ☎ 22-3148

**固** 定資産税(土地・家屋・償却資産)は、1月1日現在、所有者として登記(登録)されている人に課税されます。しかし、家屋の滅失(取り壊し)や未登記家屋の所有権移転などの情報は、把握が困難なため、課税誤りや課税漏れとなる可能性があります。

平成30年中に次に該当する事例がありましたら、お手数ですが税務課資産税係にご連絡ください。

- ①家屋の新築、増築、取り壊し
  - ②未登記家屋の売買、贈与などによる所有権移転
  - ③家屋の用途変更(住宅から店舗への変更など)
  - ④土地の利用状況の変更(地目の変更など)
- ※税務課または各支所で発行する『名寄帳証明書』や毎年5月に送付している『固定資産税納税通知書の課税明細書』をご覧ください、ご自身が所有する固定資産のご確認をお願いします。

### 固定資産税は、事業用資産(償却資産)にもかかります

固定資産税は、土地・家屋のほか、事業で使う資産(償却資産)についても課税されます。平成31年1月1日現在、阿蘇市内に償却資産を所有している人は、地方税法の規定により、その所有状況を申告していただく必要がありますので、期限までに提出をお願いします。

#### ●申告方法

12月下旬に「償却資産申告書」を郵送しますので、届きましたら所有する資産をご記入のうえ、下記期限までに提出してください。前年度と資産の状態が変わらない場合も申告が必要です。

※新規に事業を開始された人や、償却資産を所有されていて申告書が届いていない人は、税務課資産税係までご連絡ください。

#### ●償却資産の種類

- ▶ 構築物(看板や広告塔、舗装路面、門、塀など)
- ▶ 機械及び装置(各種製造・加工機械、農業用機械、太陽光発電機器など)
- ▶ 車両及び運搬具(大型特殊自動車など。自動車税・軽自動車税が課税されるものは対象外)
- ▶ 工具器具及び備品(商品陳列棚、パソコン、レジスターなど)

#### ●課税標準額の軽減措置特例

償却資産には、資産の用途や取得時期に応じて課税標準額が軽減される各種特例があります。

#### ●過年度更正と遡及(さかのぼり)課税

申告・調査などにより更正が必要になった場合、資産の取得時期に応じて最高5年度分さかのぼって税額の再計算を行います。(過年度更正)

#### ●提出期限・提出先

【提出期限】1月31日(木)

【提出先】税務課資産税係  
または各支所市民係



サービス付き高齢者向け住宅 デイサービス併設 当院横に  
**阿蘇山荘** 平成30年 **入居者募集中**  
**10月1日 OPEN**

**25戸**  
透析の方も大丈夫

▶ 終の棲家を目指します

- ◎ 充実した医療・介護サービスで安心・快適な暮らしをご提供します。
- ◎ 専任スタッフが24時間365日常駐。

未経験  
歓迎  
オープニング  
スタッフ  
大募集

お問い合わせ 受付時間 10:00~17:00(月~金) 9:00~12:00(土)  
**☎0967-24-6262** 担当 藤本

医療法人 坂梨ハート会 さかなしハートクリニック  
〒869-2307 阿蘇市小里249の2

広告

## 熊本地震による被災代替家屋・償却資産の固定資産税特例措置

税務課 資産税係 ☎ 22-3148

**熊**本地震により、滅失または損壊した家屋の所有者等が、2021年3月31日までに、被災家屋に代わる家屋を新たに取得するか、被災家屋を改築した場合には、代替家屋のうち被災家屋の床面積相当分の固定資産税を2分の1に減額する特例措置が設けられています。(取得・改築した年の翌年から4年度分適用)

左記と同じ条件で、償却資産(代替償却資産)を取得、または被災償却資産を改良した場合も、取得・改良した償却資産の固定資産税の課税標準が2分の1の額になります。(取得・改良した年の翌年から4年度分適用)

詳しくは税務課資産税係までお問い合わせください。

## 被災代替家屋・償却資産の特例措置対象要件

## ●減額適用対象者

- ▶被災資産の所有者(共有者を含む)
- ※平成28年4月14日現在の所有者。震災後に新たに取得した場合は対象外。
- ▶被災資産の所有者に相続が生じたときは、その相続人
- ▶代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- ▶被災資産の所有者に合併が生じたときの合併後に存続する法人又は合併により設立された法人等

## ●被災資産の要件

- ▶平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した資産
- ※家屋は原則として、り災証明書の判定が「半壊」以上であること。または、平成28年度分の固定資産税において、減免が適用される程度(損害割合20%以上)の被害を受けていること。
- ▶取り壊し又は売却等の処分がなされていること

## ●代替(適用対象)資産の要件

- ▶被災資産に代わるものとして取得した資産
- ※原則として、種類(用途)または使用目的が同一であるもの。
- ▶被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

## ●取得期限

平成28年4月14日～2021年3月31日に取得(中古含む)・改築されたもの

## ●減額対象範囲

代替資産を取得した年の翌年から4年度分に限り、滅失・損壊した資産(家屋は原則として、り災判定が「半壊」以上のもの)の床面積相当分の固定資産税の税額を2分の1に減額します。



日頃のご愛顧に感謝を込めて

## 阿蘇市民特別ご優待

阿蘇市民と判るもの(運転免許証か健康保険証)をご提示いただきますと・・・

湯ら癒らの入浴料を  
通常料金から1室につき **500円引き** させていただきます。

ご入浴時間は平日70分、土日祝60分です。

有効期限

平成30年  
12月30日迄

天然温泉の家族風呂

湯ら癒ら

コスギリリゾート阿蘇ハイランド

阿蘇市乙姫2052-3 TEL0967-32-5526

&lt;営業時間&gt;平日・土曜11:00~24:00 日祝9:30~22:00